

木管第247号  
平成24年9月26日

木更津市庁舎整備検討委員会委員長 様

木更津市長 水 越 勇 雄

庁舎整備基本構想について（諮問）

木更津市附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）第3条の規定に基づき、  
庁舎整備に関する下記事項について、理由書、資料（庁舎整備基本構想の策定について）  
を添えて諮問します。

なお、答申につきましては、平成25年3月までに取りまとめいただきますようお願い  
申し上げます。

記

- 1 庁舎整備基本構想に関すること

## 諮問理由書

本庁舎は、昭和47年に建設されて以来、40年の間、木更津市政の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、老朽化や耐震性能に課題があり、更に狭隘化、分散化、高度情報化への対応、バリアフリー対応等において市民サービスや行政効率の低下を招いております。

この状況を受け、庁舎機能回復に向けた抜本的対策のために、新庁舎の早急な建設に向けた取り組みが必要であり、事業の推進を図るべく、この度新庁舎建設の基本構想を策定することとなりました。

基本構想の内容としましては、現在の庁舎の課題を確認し、新庁舎建設の必要性を整理していきたいと考えております。また、新庁舎のあるべき姿、理想の庁舎像を描き、それに基づき、新庁舎の位置、建設規模及び機能等の検討を行います。

つきましては、木更津市の将来を見据え、必要であるべき新庁舎の整備に係る基本構想について、貴検討委員会のご提言をいただきたく諮問を行うものであります。

## 庁舎整備基本構想の策定について

庁舎整備基本構想の策定につきましては、以下の内容を調査、審議していただくものがあります。

### (1) 現庁舎の現状と新庁舎の必要性の整理

- ① 新庁舎建設に係る検討の経緯・背景の整理
- ② 現庁舎の現状・概要の整理
- ③ 現庁舎が抱える課題の整理
  - ア) 次のとおり現庁舎の課題について整理する
    - ・庁舎の耐震性・安全性に関すること
    - ・庁舎の分散化に関すること
    - ・庁舎の狭あいに関すること
    - ・庁舎の老朽化にともなう維持管理や新たなサービスへの対応に関すること
    - ・バリアフリーへの対応に関すること
    - ・庁舎の駐車・駐輪スペースに関すること
  - イ) その他、現庁舎に関する課題の洗い出しを行い、あわせて整理を行う
- ④ 新庁舎建設の必要性の整理
  - ①～③に基づき、新庁舎建設の必要性について整理する

### (2) 基本理念、基本方針の設定

以下の事項に留意し、基本構想の基本理念、基本方針について検討を行う

- ア) 木更津市の現状と特性（地域の特徴、施策の実施状況及び住民の意向等）を把握し、独自性を持たせること
- イ) 国・県の動向及び社会情勢を把握すること
- ウ) 他自治体の事例を把握すること
- エ) 本市の既存の分野別計画等を把握し、整合性を図ること

### (3) 新庁舎建設計画の整理・検討

- ① 建設用地等の整理・検討
  - 建設用地に係る以下の事項について、整理・検討を行う
  - ア) 建設用地の敷地条件
  - イ) 建設用地の現状と課題
  - ウ) 駐車場・駐輪場の台数及び配置の方針
  - エ) 自動車、歩行者及びタクシー等による庁舎への主要導線配置の方針

② 配置計画の整理・検討

新庁舎の規模・構成に係る以下の事項について、整理・検討を行う

- ア) 新庁舎へ配属する部署とその考え方
- イ) 新庁舎内の空間構成の方針
- ウ) その他、付帯施設の配置計画

(4) 新庁舎の機能の検討

① 新庁舎に求められる機能の検討

新庁舎に求められる機能とそれに付随する付帯施設の整備について、以下のとおり整理・検討を行う

- ア) ユニバーサルデザインに関すること
- イ) 窓口機能に関すること
- ウ) ICT（情報通信技術）に関すること
- エ) 防災機能に関すること
- オ) 耐震機能に関すること
- カ) 行政機能に関すること
- キ) 議会に関すること
- ク) 駐車・駐輪場に関すること
- ケ) 施設の長寿命化に関すること
- コ) 市民協働に関すること
- サ) 環境への配慮に関すること
- シ) その他、新庁舎に求められる機能の洗い出しを行い、あわせて整理を行う

② 先進自治体の事例の検証

新庁舎に求められる機能の検討にあたっては、他自治体の事例や情報の収集を行ったうえで検討する

(5) 事業手法の検討

① 事業手法の調査

- ア) 従来方式及び民間活用方式（PFI方式等）等、庁舎建設に適用可能な事業手法について調査を行う
- イ) 事業手法の調査にあたり、他自治体の事例や情報の収集を行う

② 事業手法の評価・比較・検討

事業手法について、メリット・デメリット及び庁舎建設への適合性等を比較・検討する

(6) 今後の課題の検討

基本構想策定後、庁舎の建て替えの実現や基本設計・実施設計に向け、引き続き検討が必要な課題について整理する

\*上記以外で新庁舎建設にかかる必要な事項に関することについても、調査、審議をお願いいたします。